

令和 5 年 6 月 1 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13564

研究課題名（和文）フランス法の検討を通じた物的担保の民事執行手続による実行の意義についての研究

研究課題名（英文）Study on the Significance of Execution by Civil Execution Procedures of Physical Security through Examination of French Law

研究代表者

瀬戸口 祐基（Setoguchi, Yuki）

神戸大学・法学研究科・准教授

研究者番号：20707468

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の結果、民事執行手続により物的担保を実行することには、債務者と担保権者との間の利害調整と、担保権者その他の債権者等との間の利害調整とを、いずれも適切に行うことを可能とする意義があることが明らかとなった。またその一方で、民事執行手続によらずに物的担保を実行する場合にも、これらの利害調整をいずれも適切に行うために裁判所の関与を認めることが望ましいことも明らかとなった。そしてこうしたことは、倒産手続において、物的担保の民事執行手続による実行と民事執行手続によらない実行との区別を相対化する考え方と結びつくものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、特に、現在準備が進められている動産・債権を目的とする譲渡担保の実行方法に関する法改正との関係で、ありうる方向性のひとつを示すものである。具体的には、動産・債権を目的とする譲渡担保について、債務者と担保権者との間の利害調整や担保権者その他の債権者等との間の利害調整を適切に行うために、民事執行手続による実行を認めるべきことが示されるとともに、民事執行手続によらない実行に関しても、債務者と担保権者との間の利害調整や担保権者その他の債権者等との間の利害調整を適切に行うために、裁判所の関与を認めるべきことが示されたものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：As a result of this study, it became clear that the enforcement of physical security through civil execution procedures has significance in enabling appropriate adjustment of the interests of the debtor and the security interest holder, as well as the interests of the security interest holder and other creditors, etc. On the other hand, it also became clear that in cases where physical security is enforced without civil execution procedures, it is desirable to allow the court to be involved in order to appropriately adjust of these interests. These suggest the possibility of relativizing the distinction between enforcement of physical security by civil execution procedures and enforcement without civil execution procedures in insolvency proceedings.

研究分野：民法

キーワード：物的担保 担保権実行 フランス法

1. 研究開始当初の背景

物的担保は、債権者に、主として債務者の財産に対する特別な地位を与えることで、その債権の実効的な実現を可能とするものである。これは、問題となる物的担保が質権や抵当権のような伝統的な形式のものである場合には民事執行手続による実行により成り立つものとされてきたが、問題となる物的担保が所有権留保や譲渡担保のように所有権に依拠する形式のものである場合には民事執行手続によらない実行により成り立つものとされてきた。

そこで、同じ物的担保の中にも、民事執行手続により実行されるものとそれ以外の方法により実行されるものがあることをどのように考えるべきかが問われることになる。

2. 研究の目的

本研究は、物的担保が服する民事執行手続上の規律の意義を明らかにすることを通じて、各種の物的担保の実行方法のあるべき姿を、倒産制度も視野に入れつつ、提示することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究では、物的担保の実行方法について一定の議論の蓄積のあるフランス法を参照するという方法を採用している。

具体的には、フランス法の下で、各種の物的担保を実行する上で、民事執行手続上の規律がどのような役割を担っており、またそのことが、倒産手続上の規律との関係でどのような影響をもたらしているのかを明らかにしたうえで、こうしたフランス法の状況を参照したときに、日本法の下では、各種の物的担保の実行について、民事執行手続及び倒産手続との関係でどのような規律を行うことが望ましいのかを検討した。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

フランス法の調査結果

まず、本研究では、フランス法の下での、平時における物的担保の実行方法について調査した。この結果、問題となる物的担保が伝統的な形式のものであるか所有権に依拠する形式のものであるかによっては、必ずしも実行方法に実質的な差異が見出されないことが判明した。そして、物的担保が民事執行手続において実行される場合には、債務者と担保権者との間の利害調整や担保権者その他の債権者等との間の利害調整が裁判所の関与の下で適切に行われるようになっていくところ、物的担保が民事執行手続以外の方法で実行される場合にも、これらの利害調整が適切に行われるように裁判所の関与が必要であると指摘されていることがわかった。

次に、本研究では、フランス法の下での、倒産時における物的担保の実行方法についても調査した。この結果、特に再建型の倒産手続においては、問題となる物的担保が伝統的な形式のものであるか所有権に依拠する形式のものであるか、問題となる実行方法が民事執行手続によるものであるかそれ以外のものであるかにかかわらず、一定の倒産手続上の制約に服するのが原則であることが判明した。

以上のことから、フランス法の下では、問題となる物的担保が伝統的な形式のものであるか所有権に依拠する形式のものであるか、問題となる実行方法が民事執行手続によるものであるかそれ以外のものであるかにかかわらず、平時においても倒産時においても、物的担保の実行方法に関して実質的に共通の規律を行うという方向性がみとれる。

日本法への示唆

こうしたフランス法の調査結果をふまえると、次のような日本法への示唆が得られる。

まず、日本法の下での、平時における物的担保の実行方法については、伝統的な形式の物的担保と所有権に依拠する形式の物的担保との間の区別を相対化し、いずれの物的担保についても、民事執行手続により実行するか否かを問わず、裁判所の関与の下で、債務者と担保権者との間の利害調整や担保権者その他の債権者等との間の利害調整が適切に行われるようにすることが考えられる。

また、日本法の下での、倒産時における物的担保の実行方法についても、伝統的な形式の物的担保と所有権に依拠する形式の物的担保との間の区別を相対化し、いずれの物的担保についても、倒産手続において共通の規律を行うこととすることが考えられる。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

国内における位置づけとインパクト

国内においては、現在、動産・債権を目的とする譲渡担保の実行方法について、法改正の準備が進められている。

従来は、これらの物的担保の平時における実行方法としては、民事執行手続によらない、裁判所の関与のないもののみが認められてきた。これに対し、本研究によれば、これらの物的担保について、債務者と担保権者との間の利害調整や担保権者その他の債権者等との間の利害調整を適

切に行うために、民事執行手続による実行を認めることがありうることになる。また、このような民事執行手続による実行と対比することで、民事執行手続によらない実行についても、やはり、債務者と担保権者との間の利害調整や担保権者その他の債権者等との間の利害調整を適切に行うために、裁判所の関与を認めることが望ましいといえることができる。

さらに、倒産時には、これらの物的担保を伝統的な形式の物的担保と同様に規律すべきことが従前から指摘されていたところ、本研究は、こうした指摘を補強するものとして位置づけることができる。

このように、本研究の成果は、現在準備が進められている法改正のありうる方向性のひとつを示すものである。

国外における位置づけとインパクト

フランスでは、物的担保の実行に関する規律が国際的な取引のあり方に影響することから、近時、フランス法の下での物的担保の実行に関する規律が、他の国の法の下での物的担保の実行に関する規律と対比したときに、どのような特徴を有するかについての関心が高まっている。

本研究はフランス法を参照して日本法の下での物的担保の実行に関する規律を検討するものであるため、フランス法の下での物的担保の実行に関する規律を日本法の下での物的担保の実行に関する規律と対比する視点を含んでいる。そのため、本研究の成果は、フランスにとっても有意義な側面を有するものと考えられる。

(3) 今後の展望

本研究の成果は、法改正の準備が進められている動産・債権を目的とする譲渡担保のみならず、他の物的担保についても、その実行方法に関してあるべき規律を示すものである。今後は、直近の法改正の対象となっているかどうかにかかわらず、個別の物的担保について、その実行方法に関して具体的にどのような規律を行うべきかを検討していくことを予定している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 瀬戸口 祐基	4. 巻 70(2)
2. 論文標題 クレール・セジャン = シャザール 『担保の実行』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 315-331
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Yuki Setoguchi	4. 巻 2
2. 論文標題 La clause de reserve de propriete dans le droit japonais de la faillite	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Bulletin Joly Entreprises en difficulte	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬戸口 祐基	4. 巻 262
2. 論文標題 不動産譲渡担保の実行	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト（民法判例百選 総則・物権 [第9版]）	6. 最初と最後の頁 192-193
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 1件／うち国際学会 1件）

1. 発表者名 瀬戸口 祐基
2. 発表標題 個別の動産・債権を目的とする譲渡担保権の実行
3. 学会等名 担保法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 瀬戸口 祐基
2. 発表標題 譲渡担保権の実行
3. 学会等名 担保法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 瀬戸口 祐基
2. 発表標題 最判平成11年11月24日民集53巻8号1899頁
3. 学会等名 東京大学民事法判例研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 田高 寛貴、藤澤 治奈、白石 大、和田 勝行、水津 太郎、西内 康人、瀬戸口 祐基、杉本 和士、杉山 悦子、原 恵美、粟田口 太郎	4. 発行年 2021年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 288
3. 書名 担保法の現代的課題 新たな担保法制の構想に向けて	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------